6. 5. 20
2475

報告書
第五號

昭和六年五月十七日
〃全國勞働〃京都聯合會

聯合會
各組合　執行委員殿

全國勞働京都聯合會

陸軍省所管宇治火薬製造所擴張工事に關する爭議經過報告

(一)問題の所在

陸軍省の所管に屬する京都府宇治郡宇治村五ヶ庄字黄檗の宇治火薬製造所は、昨年十一月より擴張工事を施行してゐるが、當該工事は予算拾七萬円で、広島市の森田組（社長は貴族院議員森田福市）が陸軍省との間に請負契約を結び、その工事の一部を森田組は府下久世郡佐山村の田中大次郎なるものに下請負を為さしめ、田中大次郎は朝鮮労働者八百七十名（内婦者約五十名）を使役して工事を施行し来った。

所が右田中大次郎が森田組との間に契約した下請負単價が非常に安かったので、欠損に欠損を重ね、遂に四月二十八日に至って、賃銀四千七百六拾四円余を不拂にした儘その行衛を晦ましてしまった。かくて工事は全体の七割を終り、三割を残したまゝ、二十八日より中止状態となった。

以上の如き状態の下に極度の生活不安に陥った八百七十名の從業労働者は或は森田組出張所へ押しかけ、或は裁判所へ訴へる等運動を継續したが、彼等は何等組織を持たず、又彼らに適合の策として騒ぐのみで、何等の効果をあげ得ずして五月四日に至った。

(二)全国労働及び全同々盟應援に乗り出す

五月四日、朝鮮労働者の代表が事務所に訪ね来って、問題の経過と窮状を述べて應援を求むる所があった。依って事務所に集めてゐた全国労働京都聯合会並びに全農全国同盟の支部幹部は直ちに聯合協議會を開いた結果、我等の態度を次の如く決定した。

(イ)彼等は全部自由労働者で、一つの工事より次の工事へと、工事に附隨して全国に渡り歩く流動性の最も激しい環境に置かれてゐる故、今直ちに彼等の障害に組織する可能性は殆んどない。

(ロ)だが、彼等朝鮮労働者は、民族的被支配者なるが故に、最低の安定すら持たぬ総没労働者なるが故に、言語に絶する苛酷な條件を強要され